八旗ニルの根源とニル分類について

承　　志

は　じ　め　に
第１節　ニル根源冊・執照について
第２節　八旗ニルの世襲例とニル分類
　１　入関前の世襲例
　２　ニ ル の 分 類
第３節　雍正時代のニル分類
お　わ　り　に

は　じ　め　に

清代の八旗（jakūn gūsa）は，太祖ヌルハチ以来征服ないし来降したグルン（gurun）たる集団を，勢力の拡大に伴い吸収合併した武装集団であり，国家根幹をなす重要な社会組織でもある。この八旗の最も基層となる組織はニルであり，ニルの歴史を究明することは，八旗そのものを理解する上で重要なことである。

このような八旗ニル社会の長官＝佐領は，その秩序を維持する役人であり，ニル社会の構成員である旗人にとっては教育者でもある。まさに「父母官」ともいえる存在であった。この佐領を担当するものは，旗人によって自由に選ばれたものではなく，シデン・ニル（siden niru，公中ニル）を除けば，その多くは代々同じ家系の中で継承されるのが常例である。すべての旗人がニルに編成され，その上に佐領は特定の家系によって世襲されることになり，さらに佐領と旗人からなるニル社会が一つのグサ「gūsa（旗）」に統轄されて，その頂点に皇帝が君臨するという仕組みが成立するのは，雍正時代になってからのことである。

その結果，雍正年間に入ってから，ニルの長官である佐領の継承について，告訴する事件が多く現われ，その弊害がしだいに顕著になってきた。その際に，

ニルの根源を調査・確認し，それぞれのニルの佐領継承の事情に基づいて，そのニルの継承の正当性が認められ，その結果，それぞれのニルは概ねフジュリ・ニル（勲舊ニル），ジャラン・ハラメ・ボショロ・ニル（世管ニル），シデン・ニル（公中ニル）の三つの分類のいずれかに認定されることになる(1)。その上で，雍正帝が各ニル間の均等化を計り，それぞれのニルの人数を均等に分配する措置がとられた。

ニルの根源冊というのは，八旗に組み込まれた各グルンをニルに編成したことを記す個々の歴史書と家系図から構成された公的な記録である。このニルの根源を調査して，認定するまでは，雍正，乾隆二代を通して，その分類基準が定められたが，雍正時代に認定されたニルに対して，乾隆時代に再調査・再確認が行われたため，乾隆時代に認定されたニルは，必ずしも雍正時代と一致するものではない。乾隆時代における佐領根源に対する再調査，認定の結果については『佐領揀放則例』や『六條例』(2)などにその認定基準が定められ，佐領の世襲に関する特別な法例が続々と制定されるようになったことが分かる(3)。

---

(1) ニルの分類に関しては鄭天挺（1943）は既に『清史稿』や『清朝通志』，『清会典』などの記載に基づいて佐領の分類を指摘していた。陳佳華・傅克東（1981）と傅克東・陳佳華（1988）のそれぞれの佐領に関する論文の中で，『歴朝八旗雑檔』と『世職譜檔』などを利用してニルの分類について論じていたにも関わらず，ニル分類の歴史について，十分明らかにしないまま言及した結果，誤りがあることを指摘しなければならない。梁希哲・孟昭信（1991）はニルの二大類別として「旗分牛彔與包衣牛彔」と分類している。最近の研究としては楊海英（2004）があり，氏は主に北京大学図書館所蔵の『清代世管佐領接襲宗譜』（一函十件）を取りあげて紹介しているが，資料の来源と『譜牒檔案』との関係について言及されていない。

(2) これらのニルに関する法令は，いずれも刊本として出版されることはなかった。『佐領揀放則例』と『値年処奏准世管佐領世職官員襲職条例』（『六項条例』，『六條例』内容は一致する）の内容の一部分は『欽定大清会典則例』巻175，八旗都統，授官，世襲佐領と『欽定理藩院則例』巻４，襲職下，承襲佐領世職等官，附載：承襲佐領世職等官条例と八旗に関する歴史書である『欽定八旗通志』旗分志にもその内容が引用されている。併せて参照されたい。なお，『佐領揀放則例』を提供してくださった細谷良夫先生に感謝の意を表したい。東洋文庫の『六條例』については石橋崇雄（1992）と綿貫哲郎（2004）を参照。

(3) 八旗ニル佐領の根源冊と執照についての研究は，日本の研究者によって初めて行われるようになった。先行研究としては，三田村泰助（1945），細谷良夫（1968，1971，1977ａ，ｂ）神田信夫（1978）を参照。この中で三田村泰助（1945）の「清太祖実録の纂修」は羽田亨氏所蔵の「hulun buir bai jalan halame bošoro nirui janggin batma i temgetu bithe フルン・ブイル地方の世管佐領バツマの文書」を用いて世

当時ニルの根源を調査する際に，実録や無圏点老満文などにみえる早期ニルに関する記録がその根拠として多く利用されている。このほか，「欽派辦理八旗世職定分王大臣」が設けられ，もっぱらニルの根源の調査・処理を担当した。この八旗佐領の根源に関する調査報告は，現在八旗都統衙門檔案及び軍機処録副奏摺，内閣譜牒檔案などの史料群にまとめて保管されている。本稿では，この時期の八旗ニル根源を確定する根本史料であり，なおかつ個々のニルの独自の「歴史書」であり，それぞれニル長官＝佐領の家族史でもあるこれらの史料に基づいて，ニル根源の歴史書と分類の実態を明らかにしていきたい。

最近の調査によって，「ニル根源冊，執照，家譜」という類の貴重な檔案史料が中国国家図書館，遼寧省檔案館，台北中央研究院歴史語言研究所舊内閣大庫，ロシア・サンクトペテルブルグ・アカデミー東洋学研究所，アメリカ国会図書館，日本の東洋文庫などの機関に所蔵されていることがわかってきた。これらの資料を詳細に分析していくと，佐領の承襲による「家」の存続状況や，相続をめぐる諸問題――たとえばその理由，範囲，順序，年齢，手続きなどについて，かなり具体的なデータがえられ，その実相をうかがうことが可能となる。

1999年から現在に至るまでの私の調査では，中国第一歴史檔案館において『乾隆30年（1765）11月20日値年処奏准世管佐領世職官員襲職条例(4)』と『六項則例』（乾隆30年12月(5)）という二つの史料を発見した。このほか東洋文庫所蔵の『六條例・繕摺房(6)』（乾隆30年11月30日）という題名の史料については既に石橋崇雄（1992）が考察を行ったが，しかし，氏の考察は簡単なものにとどまる。その後，綿貫哲郎（2003b）によって再考が行われた。

このほか大連図書館で未整理・未登録の新たな三つの世管佐領の執照

管佐領の執照を紹介したもので，世管佐領に関する最初の研究である。中国では，これまで傅楽煥（1955），呉元豊・趙志強（1983）によるダグル，シベ佐領の起源についての専論がある。このほか遼寧省檔案館所蔵の「承襲譜」について沈微（2002），北京大学図書館所蔵の写本について楊海英（2004）がある。

(4)　『八旗都統衙門・職官』案巻号211，題名は漢文で，内容は満洲語の写本。

(5)　『八旗都統衙門・宮中』案巻号66，全宗號4，題名は満文で ninggun hacin kooli（六條例），内容は満洲語で書かれている。

(6)　題名は漢文で書かれ，内容は満洲語の写本。

（temgetu bithe）が発見されている[7]。また2003年２月に，台北中央研究院歴史語言研究所舊内閣大庫の満洲語檔案史料を調査した際に，新たに八旗ニルに関する檔案史料が殆ど未整理の状態で保存されていることを確認できた。現存する八旗ニルに関する満洲語・漢文史料は八旗ニルの根源を調査する過程を明らかにする上で，非常に貴重なものであり，これからこれらの史料が八旗ニル研究に大きな進展をもたらすものであることは間違いないだろう。

そこで，本稿においては，ヌルハチ時代から康熙，雍正時代までニル継承の起源とその分類の変遷の歴史について考究した上で，佐領の継承・認定状況を考察し，「家」としての存続状況を明らかにしたいと思う。また同時に，佐領の世襲問題をめぐって，ニルの根源を調査する際には，何を調べて，何を根拠としていたのか，ニルの認定とはいかなるものであったのかについて明らかにしたい。

以下本稿では，まず佐領承管・承襲の根拠――根源冊・執照を紹介し，それぞれの特徴を詳しく説明する。続いて，入関前から雍正朝までのニル分類の歴史と意義について考察する。

第１節　ニル根源冊・執照について

ニルの根源について記した一次史料として，次の三つの檔案類が存在している。

①ニル根源についての奏摺

②ニルの根源家譜冊子（nirui sekiyen booi durugan i cese[8]）

③ニルの執照（nirui temgetu bithe[9]）

---

(7)　遼寧省檔案館の何栄偉氏の調査によると，大連図書館には「kubuhe suwayan i manju gūsai mukden i nirui janggin seltu i bošoho jalan halame bošoho nirui temgetu bithe. 鑲黄満洲旗盛京佐領セレトが承管した世管ニル執照」（乾隆13年）という表題の史料が存在する。

(8)　この他の題名として「佐領根源冊 nirui sekiyen i cese」という冊類のものも存在するが，cese（冊）は中国語の借用語で，漢字の「冊子」の満洲語の音訳である。

(9)　満洲語の「temgetu（証明書，執照）」に関しては『御製清文鑑』巻２，５ａに，「全ての印鑑を捺した書，図書，標記を共に temgetu という。また siden temgetu（証拠）と併せて言うのである。」と解釈されている。

①奏摺については，それぞれのニルの長官である佐領が提出した継承実態に基づいて，それぞれの旗の大臣や地方将軍が各ニルの根源を皇帝に上奏するのが常例である。これらの上奏文の内容は，それぞれのニルの佐領が提出したニルを管理した経緯について記した文を引用し，その正当性を皇帝に提示して裁可を請うものであり，奏摺の最後に家譜を附録として併せて示し，これらの史料にもとづいて，ニル根源冊と執照が作成されたと考えられる。すなわち，ニル根源に関する奏摺とは，ニルの根源を調査して皇帝に報告した記録なのである。現在確認できるものは大半が雍正朝から乾隆朝にかけてのものである。

②③これについては，三田村泰助（1945），細谷良夫（1968）と神田信夫（1978）が既に紹介しているが，現段階で確認した限りでは，ニル根源冊と執照の内容は殆ど同じものであることが判明した。執照は巻物の形で個人が所有するものである。以下，それぞれについて簡単に説明する。

②ニルの根源冊に関しては，乾隆元年の諭によれば，ニルの根源冊は三部作ることが法定化され，それぞれ八旗都統衙門，兵部，佐領個人のところに保存されることになっていた[10]。このうち佐領個人が保存しているものが後述する「執照」である。故に，ニルの根源冊と執照の内容がほぼ同じものであることにも納得がいく。その作成過程は，まずニルの根源に関する上奏文が提出され，これが裁可されたあと，その内容と裁可の結果にもとづいてニル根源冊・佐領の執照（temgetu bithe）が作られたと考えられる。

上述したような佐領の根源を調査して認定することが，いつ頃から始まったのか，そしてその認定の「根拠」は何であるのか，当然明らかにしなければならない問題である。

佐領の由来を調査して認定する「冊」については，雍正７年頃から既に「佐領縁由冊（nirui turgun dangse）」という類の冊が作られている。例えば，『正黄旗漢軍佐領縁由冊』という檔冊が現在台北の中央研究院歴史語言研究所に保管されている。これは正黄旗漢軍四十二ニルの編制の由来を記述した檔冊で，雍

(10)　『欽定大清会典則例』巻175，八旗都統，授官と『欽定八旗則例』巻１，忠部職制，承管佐領を参照。

正７年（1729）５月に作成された満漢合璧のものである[11]。これは現在確認できる最も古い根源冊であると言え，後の乾隆時代に大量に現れる根源冊と同じ性質をもつものであると考えられる。

以上のようにニルの根源について記した根源冊が雍正年間より既に存在していたが，それでは，その内容がどのようなものであったのかについて少し詳しく見ることにしたい。中国第一歴史檔案館所蔵の『正白満洲査送佐領冊五本』（雍正12年（1734[12]））という史料の中に，

> 正白旗満洲頭参領第十五ニルは，元々カングリとカクドリの兄弟二人が庚戌年（萬暦38年（1610））にナムドロの地方から二百人の丁を率いて太祖皇帝を求め従いに来た後，引き連れてきた丁を二つのニルに編制し，エフ（鎈馬）兼統領としてカングリと都統カクドリ兄弟に，それぞれ一つのニルを承管させた。カングリが亡くなった後，長男セフデに承管させた。セフデが亡くなった後，実の五番目の弟ライトクに承管させた。ライトクが亡くなった後，ライトクの二番目の兄マンセの長男ハンギに承管させた。ハンギが亡くなった後，ハンギの実の三男ハイルンに承管させた。ハイルンが亡くなった後，実の叔父ロジャンに承管させた。右衛護軍に昇進された後，実の兄ハンギの次男ハイルに承管させた。ハイルが亡くなった後，ハイルの長男ハタンガが現在承管している。八代に亘って承管した[13]。

とあるように，誰がいつ何人の部下を率いて来降したのか，その後どのようにニルへ編制され，どのような官職が与えられたのかなどについて詳しく記されている。そしてそのニルを管理したのは同じ家系の直系の子孫であることが明

⑾　綿貫哲郎（2003）では「根源冊は雍正11年５月に初めて雍正帝によって作成が命じられた」と述べている。

⑿　正白旗第一ジャラン・第七ニルから第十七ニルまで，全十一ニルの根源が記され，原文は満漢合璧であるが，その年代に関しては「雍正十二年三月二十日到」という文字が書かれ，雍正12年に作成されたと思われる。檔冊に「正白旗満洲都統之印」という騎縫印が押されている。

⒀　カングリとカクドリについては，『八旗満洲氏族通譜』巻21，那木都魯地方，那木都魯氏を参照。正白旗満洲カクドリニルに関しては，『八旗通志初集』巻５，旗分志五，八旗佐領，正白旗満洲佐領，第十五佐領と『欽定八旗通志』巻６，正白旗満洲佐領，第一参領第十五佐領を併せて参照されたい。

らかである。

さて，こうしたニルの根源を調査するに当たって，その根拠として参考にしたものは，当時の無圏点檔子や，実録，誥封などの史料であった。例えば，正白旗満洲頭参領第十四ニルについては，同じく『正白旗満洲査送佐領冊五本』に佐領サクシンの曾祖が来降した最初の事情を次のように記す。

ウルカン，ミンガト・バヤン，カングリ[14]この三人が太祖高皇帝の慈仁を聞いて求めに来た。太祖が言うには，「求めに来たのは甚だ良いことである。」といって，この三大臣に金銀錦緞をたくさん賞与した。黄色い馬の年（戊午年＝天命３年（1618））ニカン（大明，漢人）を征伐し始めた。ニルイ・ジャンギンであるサクシンの曾祖カクドリは，ナムドリ地方の大人であって，故郷を捨てて属下のジュシェンを引き連れて，太祖高皇帝の白い犬の年（庚戌年＝萬暦38年（1610））に帰した後，引き連れてきた人々を二つのニルに編成して，カングリに一つのニルを承管させた。カクドリに一つのニルを承管させた。カクドリが最初のグサを統轄して大人に任じられた。十六大人とし，三等ジンキニ・ハファン（三等精奇尼哈番）とした。太祖高皇帝がガスハ[15]という称号を賜った。千人のニカンをアハ（家僕）として賞賜した。……順治８年（1651）に至って功臣の奮闘した事績を調べるとき，功を査定してカングリの子ライタとライトゥクにそれぞれ一ニルを承管させた。ライタが亡くなった後，子のライセに承管させた。（ライセが）免職された後，実の孫である三等ヒャ（侍衛）フボオに承管させた。免職された後，ライタの子ラドゥに承管させた。康熙34年（1695）に，ラトゥのニルの丁数が増えたので，分けたニルをマクトゥの孫である護軍参領マイセに承管させた。（マイセが）亡くなった後，カクドリの孫である都統スマンに承管させた。（マイセが）免職されたあと，スマンの子サクシンが現在ニルを承管している。聖祖皇帝が旨を下して，無圏点字書[16]を調べるとき，

⑭　この三人については『八旗満洲氏族通譜』巻21，那木都魯氏，明安図巴顔，康武理と『八旗通志初集』巻152，名臣列伝，康果礼額駙を参照。
⑮　原檔では「gasha」（噶哈思）：満洲語「禽」の意。
⑯　満文の「tongki fuka akū bithe」を漢文で「無圏点蒙古字」と訳してある。

「私の父スマンは（勅書）二十七件をもっている。」と宮中に送ってきた後，聖祖皇帝がただ三件のみ残した。旨に「汝のところに置いてもむだで，私のところに置いてもむだである」といって，残った二十四件を返した。私の父に旨が下されたことは「汝がこの書を持っていけ。これは汝の家の宝物であるぞ。」とあった。その後私の父スマンは私の祖先の勅書を見つけて，また宮中に送った時，聖祖皇帝が見たとき，「この書はどこにあったのか，私が探したのはこれであるぞ。私のところに置くように。」と宮中に残した。封誥の控えは無圏点字書である。現在サクシン私自身が謹んで保管している[17]。これを佐領サクシン，副佐領ハオボオ，驍騎校リボオジゥ，副驍騎校ユンシェオ，催総ヘオデ共に保証した。

とあるように，カングリは太祖ヌルハチが最初にニルを編成するとき，すでに配下に入っていた人物で，開国の功臣でもある。康熙時代に入ると，ニルの人口が増えたため，新しいニルが設けられることとなった。このニルは代々直系の子孫が承管したため，後に世管ニルとして認定される。雍正年間に，正白旗満洲頭参領第十四ニル佐領サクシン自身が祖先が残した勅書をもって皇帝に提出して，自分のニルの根源を証明している。その申し立てた内容については，ニルの佐領や副佐領，驍騎校，副驍騎校，催総らが共に証人として保証したことが明瞭である。

ここで注目したいことはニルの根源を調査する際には，「無圏点字書」や勅書を主な根拠とし，佐領が持っている勅書を皇帝に提出させたことである。「無圏点字書」というのは，ヌルハチ時代の萬暦27年（1599）にモンゴル文字を改良して創製した満洲文字（無圏点満文）であり，この初期に創製した満文は，後のホンタイジ時代の天聡６年（1632）に圏点を付けて改製され，これはいわゆる「有圏点満文」である。「無圏点満文」は，ヌルハチ時代からホンタイジ時代にわたって使われた満洲文字である。つまり，ここで言う「無圏点字書」というのは初期に書かれた満洲語の記録ことであり，恐らく『舊満洲檔』

(17)　『正白旗査送佐領冊五本』。この檔冊は満漢合璧であるが，漢文は直訳体で書かれており，ほかの史料にみられない用語がたくさん含まれている。

や内閣所蔵の「無圏点檔子」の個々の文書を指していると考えられる。ニル根源の調査はこのように初期の記録も使われていたことがとても興味深い。

このように，康熙年間のニルの認定の過程において，実録や無圏点檔案・勅書などの史料の引用によってニルに関する根源の歴史記事が作成された。そしてそうした根源の歴史は，雍正年間に入ってから，根源冊の形でまとめられていったのである[18]。

このような文書がどこで作成され，また何部作成されて，何処に保存されたかについては，乾隆時代に編纂された『欽定八旗則例』巻１により，家譜冊は２冊作成され，１冊は旗印を捺して内閣に保存され，１冊は参領，佐領の関防印を捺して，当該の旗に保存され，毎年の年末に承襲する人及びその子孫の名前を家譜に付け加えて登録し，10年経ったら印を捺して内閣に保存したことが分かるのである。家譜冊にはニルを承襲できる人の名前のみ記入され，それ以外の一族の人々を記入することは禁じられていた[19]。

乾隆年間に入ると佐領から兵丁，閑散まで全員の名前を列して，各自の名前の下に花押することが法定化されるが，現在筆者が収集した世管佐領の根源冊を見てみると確かに佐領，驍騎校から領催，兵丁，閑散，西丹などの名前が書いてあるが，名前の下に花押はなく，なおかつ文書の初めから最後までの筆跡が同じであることから，原本を写した副本である可能性が高いと考えられる。

③執照の体裁に関しては，既に細谷良夫（1968）と神田信夫（1978）に紹介されているように，掛け軸のような巻物で，本文に朱印がたくさん捺されている。印文は陽刻で，右から篆書体の漢字で「兵部之印」と二行に，左から篆体の満洲字で「coohai jurgan i doron」（兵部の印）と二行に刻まれたものである。これは兵部で作られたことを伝えている。つまり，後述するように兵部で軸に仕立てたものに捺印して執照を作成し，佐領本人に渡して保存させたのである。これは後日争いが起こって訴訟する人が出るのを防ぐための措置である。そして新たな佐領が承襲する際には，引き継いだ佐領の名前を執照に新たに書き加

⒅　三田村泰助（1945）は『満文老檔』が佐領執照の中に引用されていることを指摘した。

⒆　『欽定八旗則例』（乾隆39年）巻１，忠部職制，承管佐領。

えて，一族の族長にも佐領執照を一つ与えて保管させるのである[20]。したがって，執照が２部作成されたことは明らかである。

執照の製作寸法と具体的な規定については『欽定大清会典』に記載されている。すなわち，佐領に与えられた執照は黄色い紙を用いて表裏二重の軸装で印を捺した巻物が造られ，その高さは５寸５分で，長さは10丈，四周を螭の模様で作り，縁を色綾で飾っており，軸は紫の楡木で造ったことが分かる[21]。

さらに詳細な規定は『欽定大清会典則例』にみえる。それによると，乾隆３年（1740）に「黄紙印軸」を与えることが規定され，印軸に元々ニルを立てた事情や承襲された家系を書いて，それぞれの佐領と族長に証明書として発給された。この印軸は工部で千個造られ，印軸は螭の模様で飾られ，功牌の形に照らして造られたのである。乾隆14年（1749）に，チャハル及び盛京などの佐領にそれぞれ長さが異なる印軸79個を発給していることが確認できる[22]。

乾隆５年（1740）に佐領の執照を作る際には，八旗のフジュリ・ニル，ジャラン・ハラメ・ボショロ・ニル，テオデンジェヘ・ニル（互管佐領）が合計800人余りいて，佐領の下にいる族長は合計5,000人余りで，佐領と族長を合わせると6,000人にも達している。しかし，当時兵部で執照の作成にあたる者は20名しかおらず，急いで作ったとしても１年で２，300巻ぐらいしかできず，このような大人数に与えるための千軸の執照を作るには20余年かかってしまうと報告している。「印軸」（執照）というのは，佐領と族長の根源や来歴が書かれたもので，代々受けつがれる証書であるから，佐領に与える「印軸」を兵部で書写するほか，族長に与える「印軸」を八旗に委ねて書写させ，それぞれができあがりしだい，兵部に保存して，作られた檔冊を詳しく照合した上で，兵部の印を押して与えるものである[23]。現在確認できる執照については，中国国家図書館，大連図書館と日本の東洋文庫，ロシアのサンクトペテルブルグ東洋学研究所に残されているものが知られるのみである。

---

⑳　同上。
㉑　『欽定大清会典』巻75，工部，都水清吏司。
㉒　『欽定大清会典則例』巻136，工部，都水清吏司。
㉓　『明清檔案』A95-49．登録号：023740．乾隆５年７月26日。

以上，ニル根源に関する奏摺とニル根源冊・家譜冊，執照について説明してきたが，ニルの分類の実態を知るために，つづいて，八旗ニルの世襲の事例からニル分類の過程とその意義を，具体的な史料を提示しながら考察することにする。

第2節　八旗ニルの世襲例とニル分類

ヌルハチ時代から統轄された部下のジュシェンらはニルに編制されたが，その長官たる佐領は，国初から戦時中においては指揮官として部下を率いて戦いの先頭に立ち，武器の点検から人口の調査まで行い，いっぽう平時においてはニルの民の教育者として働き，伝統的なジュシェン社会の知識人でもあった。経済面においては，ニルの貧富を左右する長官でもあった。貧困に陥ったニルにおいて，該当の佐領は免職され，代わって新たに有能な人材が登用される。ニルが裕福になれば褒賞され，引き続き佐領の任を受け継ぐことが出来たのである。

1　入関前の世襲例

ヌルハチ時代からニルの長官らの世襲が認められた[24]。天命6年（1621）12月に出された命令文の中では「私が登用した大臣たちが功を立てて尽せば，戦死しても病死しても，父の陞った職（hergen）を子にただちに与える。大臣たちよ，汝等が政のために身命を捧げ，忠義を尽せば，汝等の子孫にも汝等の職をただちに与えるぞ[25]。」と，明らかに大臣らの職を父から子へ受け継がれることが条件付きで規定されている。またこの年から勅書に記載する内容や語句について指示して，正月初5日に奏して，10日に勅書を与えるという命令が出されている。このほかヌルハチ時代においては，ニルの長官は親の功績によっ

(24)　天命年間の世職制度については松浦茂（1984）の研究がある。氏は「……その世職も天命元年当時のものであると考えたい」と推定している。
(25)　『満文老檔』太祖1，天命6年12月18日，p. 450.

て，その子孫が罪からのがれることさえできる特別な存在であった[26]。

天命年間の勅書について，現在確認できるニルの備禦（後の佐領）に関する最も早い時期の勅書の実物としては，天命11年（1626）の「老満文誥命」と言われる勅書がある[27]。老満文誥命の文体は，ヌルハチ時代の最も典型的な命令文の特徴を表しており，『舊満洲檔』などの満洲語原文史料によく表われる「ejehe」或いは「bithe」に相当するものである[28]。この勅書の中に現れる備禦というのは，ニルを管理する長官に対する爵位で，現役の長官以外に，戦死した人にも与えられる一種の名誉職でもあると考えられる[29]。職のある官人ら（hergengge hafasa）として一備禦につき銀28両，緞衣各25着を賞与した事例が確認される[30]。この備禦は天命５年（1620）に定められたニルイ・エジェンに対する漢字名で，天聡８年（1623）にこの備禦の職名をニルイ・エジェン（nirui ejen）に改称する。順治17年に漢文の佐領（nirui janggin）に統一される。本稿は叙述の便宜のため，すべて佐領と称す。

この佐領の承襲に関する規定は，入関以前から行われたことが明確である。まず，天聡５年（1631）６月に功臣職世襲例が定められる。この規定を要約すると次の如くである。

① ほかのグルンのベイセであれば，戦死しても病死しても世襲することが出来る。

② 身に危険があってやむを得ず投降したものは，国のために戦死すれば５

---

(26) 『満文老檔』太祖Ⅱ，天命９年正月８日，p. 891.「（正黄旗漢人備禦）チェンワンヴェイには父の功績により備禦を授けた。勅書に代々功績を断たないと書いてあるぞ。穀物を盗んだに違いない。盗まなかったのであれば，リイジヒヨが尻を打ったとき，汝がなぜ訴えなかったのか。穀物を盗んだ罪は父の功績により免じた……。」

(27) 天命丙寅年老満文誥命は現在それぞれ台北の中央研究員歴史語言研究所（台北蔵と略称す）と北京の中国第一歴史檔案館蔵（一史館と略称す）に保存されている。詳細については別稿にゆずる。

(28) 世職・官位である備禦に関する研究は松浦茂（1984）と谷井陽子（2004）を参照。しかし，いずれも備禦と佐領の関係について明らかにされていない。このほか杉山清彦（2004）は「ニル・世職の領有・継承」の中に「一族世襲するばかりでなく属下・家人に管理を代行させるなど，私属性の強いものであった。」と指摘している。

(29) 『満文老檔』太宗１，天聡３年12月９日，p. 268. に「インダフチ（indahūci）には遵化城で戦死したので備禦の職を与えた」とある。

(30) 『満文老檔』太宗１，天聡３年12月９日，p. 268.

回に亘って世襲することが出来る。

③　病死すれば3回に亘って世襲することができる。

④　城を攻めるとき先に登った人で，功績があれば戦死しても病死しても，もとの官職に照らして世襲することができる。

⑤　反乱者のことを告発したものは，官職を授けて6回に亘って世襲することができる。

⑥　何事もなく羨んで従いに来たものについては，王のために戦死すれば4回に亘って世襲させ，病気で亡くなったら，2回に亘って世襲させる。

⑦　外国に従ったもの，或いは身に危険がありやむを得ず従いに来たものは，王のために戦死すれば，2回に亘って世襲させ，病死すれば1回だけ世襲させる。

⑧　もし軍隊が危険に直面したとき，先に戦って死んだものや，或いは先に登城して戦死すれば，2回に亘って世襲させる。

⑨　回し者を捕らえた官員は，王のために戦死すれば，一度世襲させる。病死したものは世襲することができない[31]。

これらの規定が戦功の有るものに対する規定であることは明らかである。ほかのグルンのベイセは，戦死しても病死しても世襲することが出来るという規定から，配下の集団を率いて清朝に帰附したベイセについては，その勢力をそのまま温存し，世襲が認められたことが分かる。そしてまた，以前から帰附していたマンジュの中核集団にはこの規定は適用されなかったと考えられる。これらの規定においては，戦死と病死がひとつの判定基準となっているが，頻繁に戦いを行っている大清グルンでは，配下の兵士たちに死力を尽くさせ戦功を競わせるべく定められたものであろう。

これらの功臣に対しては勅書を与えているが，その中にたびたび以下のような表現を用いる。天聡5年から6年ころの事例から功績ある一族の子孫にニルを世襲させ，それ以外は病死すれば承襲することができないことが規定されて

(31)　『満文内国史院檔』天聡5年6月23日（無圏点満文），『太宗実録』（順治版）巻7，天聡5年6月21日と『太宗実録』（乾隆版）巻9，天聡5年6月癸亥条，『大清会典』（康熙版）巻13，吏部11，験封清吏司を併せて参照されたい。

いる[32]。

このほか，功績がない臣については，その子孫には承襲する権利がないことが，天聡年間の記事にもよく見られる[33]。天聡８年（1634）５月に各官員の功次によって勅書を賜り，佐領に与えた勅書の中にそのニルの起源や功績を詳しく記すことが定められるようになる[34]。

また佐領が戦没した後，家の中で後継ぎがいない場合は，その佐領の一族から世襲権を取り上げるが，ほかの面で優遇されることがあった。例えば，天聡８年２月30日に，戦死した遊撃たる祝邦成の妻が丁の差役を免除してほしいと訴えた時，功臣の妻に，八丁の差役を免ずるのを准された[35]。

天聡８年11月13日に，六部官員に対して３年に一度の考績（成績評定）が行われ，その優劣を区別する際に，「戦死すれば承襲させる。病死すれば承襲させない」という法例に照らして佐領の承襲認定が行われている。また功臣に勅書を与え，その子孫がそれぞれの功績に応じて１回から９回まで承襲することが認められた[36]。この規定は崇徳年間にも継続しており，同様にそれぞれの佐領に勅書を与えて功績に応じて承襲させた[37]。

---

(32)　『満文本清太宗檔冊――実録残本？』天聡（年月日不詳，台北中央研究院歴史語言研究所蔵）と書かれている。本文の後ろに天聡六年の錦州攻略の記事があるため，天聡５，６年の檔冊であろう。

> 汝の父であるサムシカは病死したので，汝等のニルイ・ジャンギンに加えて，汝を三等ジャラン・ジャギンとした。このほか一級を加えて三度世襲させる。アタンが病死したので，弟のボスヒがまた三等メイレン・ジャンギンを世襲した。また六度世襲させる。アバタイが病死したので，子のグイェンがこのニルの半ジャンギンを世襲した。戦死すれば承襲する。病死すれば承襲しない。これらの勅書を吏部員外郎ニングリ，クワジャが初五日に送ってきて書を作り捺印して，当日ニングリ，クワジャに渡した。彼らが併せて持っていた。

しかし，綿貫哲郎（2003ｂ）では，「本稿で指摘しておきたいのは，本来ニルは継承されていくものではなかったという事実である。」と断言している。

(33)　『内国史院檔』上，天聡８年４月初８日を参照。

(34)　『太宗実録』巻18，天聡８年５月壬寅条。

(35)　『内国史院檔』上，天聡８年２月30日と『欽定八旗通志』巻77，土田志十六を併せて参照されたい。

(36)　『内国史院檔』上，天聡８年10月初九日，pp. 112-116. と天聡８年11月13日，pp. 119-121. を参照。

(37)　『満文内国史院檔』天聡９年６月29日，崇徳３年６月29日，崇徳４年４月21日を参照。漢文訳は『内国史院檔』上，天聡９年６月29日，pp. 176-177. 崇徳３年６月29日，pp. 321-323. 崇徳４年４月21日，pp. 414-415. を併せて参照されたい。

以上，佐領の功績と世襲に関する勅書についての考察を通じて，天命年間から佐領に勅書を与えるようになり，天聡５年と８年の二度に亘って佐領の世襲に関する規定が定められたことが分かる。その後その一族が佐領を世襲していくにあたって，佐領のルーツとその功績はたいへん重要な意味を持っていたので，ハンから賜った勅書にはニルの起源と佐領の功績の両方を記載するようになったのである。

2　ニルの分類

入関前のホンタイジ時代では，八旗ニルは内ニル（dorgi niru）と専管ニル（enculehe niru, enculebuhe niru）に分けられている[38]。内ニルとはハンと諸王が率いるニルを指し，専管ニルというのは一部の宗室を含む，異姓大臣らが率いるニルを指す。専管ニルについては，『内国史院檔』天聡９年（1635）正月19日

---

(38)　ニルの分類について，最初に注目したのは安部健夫である。氏は「八旗満洲ニルの研究」一文の中で，ニルは家のニル（或いは内のニル，booi niru，delhetu）と世ニルであるとしている。安部健夫（1971）pp. 281-302. を参照されたい。氏は後に雍正帝の三分法の「世佐領」を専管ニル，「襲佐領」は永管ニル，「公佐領」は公中ニルを指していることも指摘し，『大清会典事例』（嘉慶版）巻837，八旗都統には佐領を①勲舊佐領②優異佐領③世管佐領④公中佐領⑤互管佐領⑥族中承襲佐領に類別していることを取り上げ，専管ニル＝世佐領＝勲舊佐領であると確定している。氏の指摘通り，入関前の専管ニルが後に勲舊ニルに認定される事例が漢文史料では確認できるが，しかし，後の認定の変更により世管ニルに認定される事例もいくつか見られ，専管ニル＝勲舊ニルとは一概には言えない。全ての専管ニル＝勲舊ニルと認識されたようだが，これは誤解である。勲舊ニルの中でもさらに優異勲舊ニルに分けられることについて，氏は言及されなかった。このほか，氏が指摘した「襲佐領」は永管ニルであるという結論には同意できない。「襲佐領」というのは雍正時代の「世管ニル」である。すなわち，満洲語の「jalan halame bošoro niru」である。永管ニルは満洲語では「enculebuhe niru」を用い，専管ニルに等しい。

専管ニルに関する研究は，阿南惟敬（1975），陳文石（1991），梁希哲・孟昭信（1991），杜家驥（1998）がある。この中で特に杜家驥（1998）の第一章「異姓功臣勛戚之分封」の中で，「異姓分封」という観点から独自の見解が述べられ，これに対して増井寛也（2006）は専管権に関する示唆に富んだ実証研究を発表し，ギランとフレヘが専管権の認定準則であったと論証し，先行研究の専管権＝首長権の継承という仮説を否定した。

ニルの類別についての研究は郭成康（1985）を参照されたい。郭氏は，ニルを領属関係から「外ニル，内ニル」に分類し，世代管理によって「永管ニルと公中ニル」に分類している。このほか李学智（1974）は，「清初八旗制度初創時期的幾種牛彔」の一節の中で「内牛彔」と「専管牛彔」と指摘した。楊海英（2004）は，ニルの類型には「地位有高下之別」があると指摘している。併せて参照されたい。

に，「ハンが各大臣らを区別して，功臣らに丁を免じてニルを専管させる」とあり，ハンの命令により功臣にニルを与えて独立させ，その世襲を認めたものを専管ニルとし，内ニルと区別している[39]。ちなみに，このとき五大臣の一人であるフィオンドンの子らのニルは専管ニルと認定されたのであるが，後に勲舊ニルと認定される[40]。

専管ニルの人員構成を見てみると，以下の二つに分類することができる。第一は，ある集団が来降した際に随従してきたジュシェンらを，再び元々主従関係を結んでいた佐領に与えて編制したニルである[41]。その事例としては，ドンゴ・エフであるホホリが専管したニルであり，後にホホリのニルが勲舊ニルに認定されることに見られる[42]。第二は，これまで佐領とは主従関係や地縁・血縁関係が全くないジュシェンらを佐領に与えて専管させたニルである。これについては，例えば鑲紅旗のグサ・エジェンに対してはフルハ部の人々を与えて専管させる事例が確認される。

ニルに専管ニルと内ニルが存在していたことについては，天聡９年（1635）３月10日にハンの旨を承けた戸部のホショ・ベイレの言にもみえる。それによれば，旗人の娘や寡婦の結婚，再婚については，それぞれの諸王の承認を必要とし，また民間人で身分が低い者の娘や寡婦の再婚については，佐領の承認が必要であった。再婚の手続きについては，専管ニルと内ニルを問わず同じであることを規定している。佐領の権限として身分が低い民間人の娘や寡婦に対して，家長的な役割を果たしたことが明らかである。この事例からもニルの分類

(39)　『満文内国史院檔』天聡９年正月19日。専管ニルについて杜家驥（1998）の研究によると，当時専管ニルを58個独立させたが，その中に宗室のニルは12個，半ニル１個があった。その大半の四十六ニルは異姓のものが専管していた。専管権について上田裕之（2002）と増井寛也（2006）を参照。

(40)　『舊満洲檔』第九冊，天聡９年正月23日，p. 4123. と大連図書館所蔵（題名なし，恐らくニル根源に関する執照であろう），内容は「実録にはスワン地方の主であるソロホが自分の属民（jušen irgen）を引き連れて来帰したので，ソロホの子であるフィオンドンを第一等大臣とした。チャカニ一ニル，ウイチ一ニル，ウライ一ニルを専管させたとして，勲舊ニルと議したので，これから……（以下缺）」とある。併せて参照されたい。

(41)　八旗における主属・主従関係については杜家驥（1998）「宗室王公與旗人主属関係的残留及其政治影響」及び杉山清彦（1998，2001ａ，2001ｂ）がある。

(42)　『満洲旗承襲世管勲舊佐領家譜』（道光４年12月16日）を参照。

として，専管ニルと内ニルが存在していたことが明確である[43]。

崇徴７年（1642）になると，漢文『実録』には「永管牛彔」と「公中牛彔」という名称が現れるが，『太宗実録』の満文版と漢文版の内容を対比したところ，「永管牛彔」は満洲語の「enculehe niru」から訳され，『太宗実録』順治版では，「enculehe niru」を漢文で「部下」と訳し，満文では同じく「enculehe niru」（専管ニル）を表す用語を用いていることから，漢文の「専管ニル」と「永管牛彔」「部下」は同じものを指していることが確認できる[44]。満文の「alban i niru」は『太宗実録』順治版では「官牛彔」と訳しており，乾隆版の『太宗実録』では「公中牛彔」と訳されている。「alban niru」は公中ニルの早期の呼称であり，後に「siden niru」と称するようになる。満洲語の「alban」と「siden」はみな同じ「公，官」と言う意味が含まれたことから，両者は共に同じ「公中ニル」を指している。

順治初期の佐領の承襲も前代と同じく，「戦死すれば承襲する。病死すれば承襲させない」という規定にしたがって行われた[45]。しかし，しだいにこの佐領の承襲に関する規定は大きな変化を見せ始める。正確な年代は不明であるが，順治初年に八旗満洲，蒙古，漢軍の世襲佐領のポストについては，その子孫が官職を持っているか持っていないかを問わず，年が幼くてもみな正，陪を選んで与え，上奏して補授させたのである[46]。すなわち，佐領の世襲の際に正位（第一候補者），陪位（第二候補者）を上奏して皇帝が裁可することが初めて規定されたのである。

つまり，これまで功績を中心に世襲されてきた佐領は，順治初年から功績にもとづいて世襲が認められるのではなく，欠員が生じたときには，その子孫から世襲する第一候補者と第二候補者が選ばれるようになったのである。

康熙時代になると佐領を補授するときに，正位であるか，陪位であるかが大きな問題になる。康熙28年（1689）４月22日に，正黄旗蒙古都統の佐領である

(43)　『舊満洲檔』第九冊，天聡９年３月10日と『太宗実録』巻23，天聡９年３月庚申の条を併せて参照されたい。

(44)　梁希哲，孟昭信（1991）は「在永管牛彔中，還有専管牛彔」としている。これは誤りである。

(45)　『内国史院檔』中，順治元年６月21日，p. 28.

(46)　『欽定大清会典則例』巻175，八旗都統。

蛮子の員缺について，免職の経歴のある蘇第を正位にしている。これについては，弟が幼いため，弟を補授したとしても，兄である蘇第が代理することになるという事情を考慮してのことであるが，免職された経歴がある人物にも正位の資格を与えることがあったということが窺える。また，これから同じような事があれば事情を書いて上奏するように，と規定している[47]。

同じく康熙年間にはウブ（ubu，分[48]）があるかどうかが，佐領の世襲における重要な問題の一つになってくる。佐領を承襲するウブとは，佐領と血縁関係があることによって認定されるものであり，その結果，佐領は「親枝」（近い親類や縁故者）によって承襲されるようになった[49]。このため，世襲権について争う裁判が頻繁に行われるようになっていた。

佐領はまた父の遺言により承襲することが出来た。例えば鑲白旗満洲スンダリ（孫達禮）の次男スルタイ（蘇爾泰）は，弟のハンガイ（杭愛）が佐領を世襲することに不満を覚えて訴訟を起こし，これに対して康熙帝が「孝友は倫理と関係し，甚だ重大であり，人としてもし大倫が虧けたら，どうしようもない。スルタイは父の遺言を聞かず，自ら佐領であるのに，弟に佐領を世職させず，しかも自ら告訴を行い，不孝不友にして，これより甚だしいものはない。」と叱った。この案件については，大学士アランタイ（阿蘭泰）が次のように上奏している。

> スルタイはもともとは世職を襲ぐべき人ではない。次序を論ずれば，長男のスバイが襲ぐべきであるが，父の遺言に論じられて，弟のハンガイが受けて襲ぐべきであるとなったのである。彼にはなんの告訴することがありましょうか[50]。

---

(47) 『康熙起居注』第三冊，康熙28年４月22日，p. 1866.

(48) ubu については，『御製清文鑑』巻七に「ubu, faksalame neigen goibuha/ton be, ubu sembi; / ウブというのは，分けて均しくして与えたことをウブというのである。」とある。『清実録』では漢文で「分」という訳語を用いている。意味は「分け前，資格」であり，本稿では「資格」を用いることにする。

(49) 『康熙起居注』第２冊，康熙24年２月初９日，p. 1285.

(50) 『康熙起居注』第２冊，康熙22年６月17日，p. 1024. を参照。スンダリのニルについては，『欽定八旗通志』巻十旗分志十，八旗佐領十，鑲白旗満洲佐領によると，もともとは無根源公中佐領で，乾隆43年に族中承襲佐領と認定されいた。スンダリの伝については『欽定盛京通志』巻72，国朝人物８，鑲白旗満洲，遜達礼を参照されたい。

これらの大学士と皇帝とのやりとりから，家での次序が重んじられ，その中でも父の意志が非常に重要であったことが窺えるのである。このような佐領承襲世職に関する問題については，期限内に処理しなければならなかった。1年以上怠慢して処理しないものに対しては，1年の俸禄を罰し，2年以上のものには2年の俸禄を罰し，3年以上のものに対しては3年の俸禄が罰されたのである[51]。

佐領の員缺に対する詳細な規定については，『大清会典』（康熙版）巻81，兵部1，八旗官員陞除を要約すると以下のようになる。

① 公，侯，伯，都統，大学士，尚書以下，護軍校，驍騎校以上の官員より選び，正位と陪位を補授する。

② 祖父が原管ニルの場合，その子弟に官職がなく，或いは年が幼なくても，正位と陪位に充てることを上奏させて補授する。

③ 満洲と蒙古で，新たにニルを編制する時には，佐領を補授する場合，本旗の中に元々いる佐領の兄弟から有能な人を選んで正位と陪位を上奏させ補授する。

④ 原管ニルの官員が亡くなった場合，子孫が幼い場合は，ほかの人を補授して，子孫が成長したあと報告すれば，佐領を取り返すことができる。佐領の職を代理したものには，佐領の品級に照らして候補とする。

以上の規定に合わせて，康熙18年（1679）には，「佐領の員缺が生じれば，もしニルの内に補授すべき人がいない場合は，都司・僉書・守備などの官員を，該当の旗に命じて部に報告して，引見し補授する。」という規定が，そして康熙22年（1683）には，「新満洲の佐領の員缺は，その子弟を選んで正位，陪位を上奏させ補授する。もし子弟が無能であれば，その親族の人を選んで正位と陪位を上奏させ補授する。」という規定が補足されている。康熙23年（1684）にはまた，以下の四つの項目が付け足されている。

① 佐領が軍務により免職されれば，世承佐領であっても，彼らの子孫に管理させない。彼らの兄弟及び兄弟の子孫に管理させる。もし人がいなけ

(51) 『聖祖実録』巻281，康熙57年8月辛酉条。

れば，そこで初めて彼の子孫に管理させる。

② 世承佐領の内，丁数が増えたことから新たなニルに分けて編制された場合は，佐領の兄弟の内，職官や甲兵に拘わらず補授させる。もし兄弟の内，管理することが出来る人がいない場合は，該当の旗の中からほかの人を選んで補授させる。

③ 舊管，世承佐領については，適任ではないものがあれば，該当の都統が弾劾して免職させる。

④ 湊編佐領については，本旗の内において有能な官員を選んで補授する[52]。

このように，詳細な補授規定が定められているのであるが，伝統的なニル社会の世襲制が康熙時代に大きな変化が見せ始めたことがわかる。それは，これまで一族が管理してきたニル佐領の地位を，ほかの血縁関係がない能力がある人に補授される可能性を意味している。

また，このときの規定においては，ニルはフジュリ・ニル（fujuri niru，舊管佐領，勲舊佐領），ジャランハラメ・ボショロ・ニル（jalan halame bošoro niru，世承佐領，世管佐領），テオデンジェヘ・ニル（teodenjehe niru，湊編佐領，互管佐領）に分類されている。ここでの括弧内に示したのが，それぞれの満洲語のニル分類に対する漢語表現である。このような細かい規定を制定するようになった背景には，先述したように，佐領の世襲権をめぐって告訴する事件が続出したことがあると考えられる。この分類が後述する雍正時代と乾隆時代のニル分類の基礎になることを考えると，その影響と意義は大きいのである。

さらに，康熙時代にはこれまで一ニルを300丁とした規定を改めて，満洲，蒙古都統の下に一ニルごとに130人以上，140人以下にするほか，その余った丁を別に合わせてニルを編制した。これはニルの丁数を減らすことによって，管理の簡易化と便宜を計ったのである。

---

52 『大清会典』（康熙朝）巻281，兵部１，八旗官員陞除。

第3節　雍正時代のニル分類

雍正帝は即位すると同時に，八旗に対する改革を開始した。たびたび八旗都統，副都統，参領，副参領らと面会して，八旗の生計や法律制定について諭旨で直接行動指針を授け，その中で繰り返して「八旗は我の根本であり，国中にはこれ以上重要なものはいない」と強調する。また「父である康熙帝が如何に恩賞を与え，恵みを施したといえども，八旗の生計は数年の内全然変わらなかった。その要因はみな法律が緩んだことにある。康熙帝はこれらを知っていたけれども，依然として寛大に扱って処理した[53]」と述べている。そして法により八旗の整理整頓が必要であることを雍正帝自ら大臣等に対して宣言する。こうして雍正帝は計画的に諸王らが率いる下五旗の勢力の均等化を計り，着実に八旗改革が進められていった。

さて，雍正時代の佐領改革については，すでに数多くの先学が指摘してきた。その中で主に皇帝と八旗諸王との権力抗争から論じたものが多かった[54]。これらの研究では雍正帝が旗王の権利を牽制して，皇帝自身の権力を強めたことが論じられてきたが，その中で初めて佐領の問題に注目したのは中国の馮爾康である。氏はその著書『雍正帝』の中で，旗内の主従関係を弱めるために，皇帝は旗主の旗内での自主権を剝奪し，雍正4年に，八旗基層に位置する佐領について，年が幼いかあるいは無能な者には，俸禄は与えるけれども，ニルの事務を管理させないようにし，代わりにほかの旗の大臣が兼任して管理するようになり，その結果事実上勲舊ニルや世管ニルの承襲権を取り消し，これにより雍正帝が各八旗の佐領のニル支配権を剝奪した[55]，として皇帝権力により八旗の佐領の実権までもが奪い取られたと主張している。ただし馮爾康氏の「勲舊ニルと世管ニルの承襲権を取り消した」という結論は不適切である。実際には，

---

(53)　『雍正全訳』下冊，（佚名）奏繳諭旨摺，雍正4年，pp. 1436-1437.

(54)　雍正帝と諸王らとの関係については，主に楊啓樵（1981），宮崎市定（1950），馮爾康（2001）など。

(55)　馮爾康（2001）第9章「改革旗務和処理満漢矛盾」p. 347-376. を参照。

佐領の承襲権が取り消されたわけではなく，雍正年間から乾隆時代に至るまで，それぞれの勲舊ニルと世管ニルの世襲についてのより明確な規定が制定され，清末までその承襲が実施されていたのである。

ニルの承襲に関しては，雍正帝の即位後，すぐに積極的にニル根源の調査を開始した。雍正元年（1723）9月に，佐領承襲に関する上奏文において，

> 承襲のことは甚だ不明瞭で，フジュリ・ニル以外の攢湊佐領（互管ニル）と公中佐領の中には，何代にもわたって管理してきたものがある。初めて一ニルに編制して，人に管理させた後，この佐領が亡くなって，その子供が幼いため，ほかの人に四，五代に至るまで管理させるものがある。原管佐領の子供が幼いのであれば，しばらくほかの人に一代管理させれば宜しい。その後再び佐領を補授するとき，原管佐領の子供に管理させるべきであるが，しかし，なぜほかの人に四，五世にわたって管理させたのか。これらの佐領は，もともとどういう経緯で管理したか，或いは賞給したものであるか，或いはほかの理由があるのか，これらのことを，逐一調査してそのもともとの事情を明らかにして，八旗の中で一律に処理せよ[56]。

と雍正帝が八旗都統に諭旨を下している。上でいうと原管佐領はすなわちフジュリ・ニルのことであり，員缺が生じた場合には，フジュリ・ニルの佐領の子孫に資格を与えるべきであり，嫡室に承襲権を与えることを認めている。

恐らくはこの雍正帝の諭旨を受けて，同じ年に勲舊ニルについて具体的な制度が整備されたようである。そこでは勲舊ニルの員缺が生じた場合，もし成人がおらず幼い人を補充するのであれば，名義上では一族の兄弟が協同してニルの事務を処理するが，実はその未亡人や年長者が勝手に処理することは否定できない。これからは佐領を補授するとき，18歳未満のものについては，旗大臣の一族の中の人を選んで佐領の事務を代理させる。もし旗大臣の一族のうちに適任者がいなければ，旗人の中から人を選んで代理させる。もし誤りがあれば，この代理人を例に照らして議させるのである。このようにすれば，すなわち佐領の事務は幼い子供の手に至らない。代理人はもし佐領の事務を未亡人の家の

---

56 『世宗実録』巻11，雍正元年9月壬寅条。

人に押しつけて管理させ，自ら処理しないならば，旗大臣が弾劾して，代理人の罪を問う[57]，というように規定している。

雍正４年（1726）の奉天等処将軍ガルビの調査によると，「奉天に所属する八旗の中で，新満洲とバルフ・モンゴル佐領の中では世襲ニルが多いが，しかし舊満洲，舊モンゴル，漢軍佐領はみな公中ニルである。それは，前任の官員らを世襲ニルと公中ニルに分けなかったことが原因である。康熙21年（1682）の諭旨では曖昧に宣撫させ，その中で佐領と防禦の子弟らが承襲したものは半分を占めている。しかも年が幼い子弟が多いのである。佐領という職は甚だ重要であり，内では諸々の人をしつけ，外では兵隊を率いて駐屯し，有能で管理できる適任者にし，初めてこの職にふさわしいのである[58]」と報告し，ニルを分類しなかった原因と康熙時代の承襲実態について言及している。

雍正帝はニルの人々が佐領と非常に密接な関係にあり，特に教育のことについては，大臣より佐領のほうがニルの人々にとって身近な存在であると強調している[59]。その上，八旗の人員は国家の根本であり，佐領は一ニルを統轄する人で，ニルの人々の生計に関する銭糧，旗人の教育と訴訟などのことをつかさどる要職であるという認識をしばしば諭旨を下して強調する。そのために実施したのは佐領根源の調査である。そして，それぞれのニルの根源冊を作成して，ニルの編制事情や編制時期などを明確に記録して，後日の世襲権の争いや訴えを防ごうとしたのであった。その結果，ニルの編制事情や世襲過程に応じて，ニルの新たな分類が行われるに至り，それはニル社会全体にまで及ぶ国家規模で行われたのであった。その最も典型的な事例としては，雍正５年（1727）８月27日の諭旨である。この諭旨によってニルの分類が正式に登場する。その内容は非常に重要なので，以下に要約して提示する。

① 八旗の人々は，国家の根本であり，係わりは非常に重要である。佐領というのは，一ニルを管理し，旗人が生計を失わず，悪習に染まらないよ

---

(57) 『雍正全訳』上冊，和碩裕親王保泰等奏議補放未成年佐領応選入協理摺，雍正元年９月23日，p. 375.

(58) 『雍正全訳』下冊，盛京将軍噶爾弼奏請選賢能者補授公中佐領等缺摺，雍正４年正月29日，p. 1263.

(59) 『世宗実録』巻41，雍正４年２月辛卯条。

うに，よく導いて養育し，国家のために奮闘し，身を正し修め人々の模範として，各々管理したニルの人々を教育すべきであり，誠実を尊び，各々の分を安んじて暮らし，文武の道に努めて教えるものである。佐領より重要なものはない。

② 佐領はフジュリ・ニル，ジャラン・ハラメ・ボショロ・ニル，シデン・ニルがある。

③ フジュリ・ニルの中には，太祖，太宗時代に，汝等の祖先は各々の地方の人を引き連れて従いにきたので，ニルに編制して承管させたものもあり，戦争で功績があって人を賜ってニルに編制して承管させたものもある。承管したニルはフジュリ・ニルであっても，ニルにいる人はみな同じマンジュであり，祖先に従って，国家のために奮闘し，官名（hafan halai）を立てた人の子孫もいる。親戚のように慈しんで世話をし養育すべきである。自分を勲舊ニルとして，ニルの人を奴隷やジュシェンの様に卑しく苦しめ搾取してはいけない。恣にニルの人々に威張って抑圧し，私心を持って卑しいことをし，不公平を行うなら，それは私の各アハらを赤子のようにみる心に背いて国の法律を犯すというよりは，祖先らが奮闘して残した事業を壊す行動である。

④ ジャラン・ハラメ・ボショロ・ニルは，祖先らが国家のために奮闘した有能な人で，しかも管理することが出来るため，ニルを承管させて，その後子孫が代々承管して今に至った。ニルの人を慈しんで教え，任を尽くして国のために人を教育して，祖先らが奮闘したことを思い，世管ニルを永遠に守るべきである。

⑤ シデン・ニルは，専らニルのことを処理することができ，ニルの人を養育することが出来るものを選んで補授して管理させる。

⑥ 佐領はニルの人を養育して慈しみ，管理し教育して善きに至らせるべきである。佐領は誠の心を尽くして，国家のために努めて奮闘して，身を正し修め，ニルの人々を手足のように導いて教えるのである。

⑦ 佐領がニルの人々を管理することは，州県の官員が民を管理することと異ならない。銭糧を管理し，訴訟などのことを審理し，有利な事業を興

し，弊害を除き，悪を処罰して善を勧め，庶民に生理を与えることに努める。

⑧　ニルの内部の不正を防ぐために，ニルごとに副佐領を設けて，佐領を手伝わせ，共に心を合わせて協力し，ニルの人々を教育し管理させる[60]。

雍正帝が求める理想の佐領はまさにここにある。佐領は家長であり，国のために身を正し修めるとともに，また教育者でもあり，模範者でもあった。この上諭により，ニルは三分類されている。すなわち，フジュリ・ニル，ジャラン・ハラメ・ボショロ・ニル，シデン・ニルである。

翌年の雍正６年（1728）７月29日に，佐領以上の官員らに各自の自薦書を送るようにと諭旨を下した。その内容は，佐領が自ら自分の名前やこれまでの事績などを書いたものである。例えば，チチガル城正紅旗佐領ナスリの自薦書は，

チチガル城正紅旗佐領奴才アハ・ナスリが謹んで奏するに，旨に従って自薦するためである。康熙39年（1700），奴才ナスリは披甲である。康熙48年（1709）に領催に補授され，康熙50年（1711）に驍騎校に補授されて，康熙51年に佐領に補授された。現在はこの職に任じられている。奴才ナスリは四十八才で，巻狩りに二回参加した。康熙54年（1715）にアルタイ路に行って２年従軍し，俸禄を28年間もらった。奴才ナスリ私はダグル人で，辺境で生まれ，賤しきこと塵芥の如くであったが，聖なる恩を仰ぎ，たびたび選んで用いられ，佐領の位に至った。奴才は極めて無知であることは真実である。職責を果たすことが出来ずに昼夜心配し，並びに力を尽くすところがない。奴才ナスリは犬馬の労を尽したい。奴才ナスリがほかに上

⑹　『上諭八旗』（満文版）雍正５年８月27日と『雍正朝起居注冊』（第二冊，pp. 1438-1440.）雍正５年８月27日，と『世宗憲皇帝実録』巻60，雍正５年８月の条を参照されたい。それぞれの内容は相違が見られる。例えば，『雍正朝起居注冊』では「太祖，太宗」と「世佐領，襲佐領，公佐領」と書かれたところは，『世宗憲皇帝実録』では「太宗」，「原管佐領，世管佐領，公中佐領」と書かれている。満文ではそれぞれ「fujuri niru」，「jalan halame bošoro niru」と「siden niru」とある。起居注と実録では異なる漢訳がなされているのである。このほかの関連資料としては中国第一歴史檔案館訳編（1998），下冊，pp. 1436-1437. にも同じ内容の文章が見られるが，しかし，年代は雍正４年２月23日としており，上掲史料より一年早い。八旗に関するさまざまな問題は雍正初期から改革が始まったことが窺わせる。

奏することがない。このために畏れ畏れ謹んで上奏した[61]。

とあるように，佐領が自ら自分の経歴を皇帝に報告することが行われていた。このように皇帝と八旗ニルの長官は直接つながっているのである。佐領はまさに皇帝の理想を代表するものとして重視されたのである。雍正帝の考えと一連の改革によって，佐領は八旗ニル社会で，皇帝の理想の代理人と考えられたのである。

雍正時代と乾隆時代のニルの分類を比較してみると，その分類は時代によって異なることが分かる。以下いくつかの事例を取り上げてその変遷を考えてみたい。

例えば，鑲紅旗副都統兼佐領である甘国標のニルは，雍正７年（1729）に世管ニルに認定されるが，のちに佟養性の一族が世襲権のために告訴する事件を起こし，乾隆27年（1762）に調査して甘姓のニルはもともと佟姓の一族が管理していたことが判明したため，このニルは公中ニルと認定されるのである[62]。

このほか正黄旗漢軍第三参領第二佐領は「黄霖ニル，シデン・ニル，査するに，このニルは順治５年（1648）に左夢庚と共に来降した人員を編制したニルである。初めに編成した時，トゥシャラ・ハラン（tuwašara hafan，拖沙喇哈番）張豹に承管させた。張豹が病死した後，奉天地方のジャランのジャンギン（参領）兼吏部理事官黄宮に承管させた。黄宮が病死した後，閑散の黄象坤に承管させた。黄象坤が京口（ging keo）副都統に昇進した後，黄霖が現在承管している[63]。」当時監生であった黄霖は康熙48年（1709）に引見されて，黄霖のニルを原管佐領と認定した。雍正５年に家譜を作るとき，かつて張豹がこのニルを承管したことがあることから，両姓分管（互管佐領）と定めた。後にまた張豹が陳，孫両姓から接管したことがあるので，シデン・ニルと議定した。雍正12年（1734）12月に，黄霖の弟黄霈に管理させた[64]。最終的に，このニルは乾隆

61　『雍正全訳』下冊，齊齊哈爾城正紅旗佐領那蘇理奏報自薦書，雍正６年11月19日，p. 1678.

62　『雍正朝起居注冊』（第四冊，pp. 3308-3309.）雍正７年閏11月26日と『欽定八旗通志』巻28，旗分志，正藍旗漢軍佐領を併せて参照されたい。

63　『正黄旗漢軍四十二佐領縁由冊』。

64　『明清檔案』A84-84，乾隆３年８月９日。

正黄旗漢軍42個佐領縁由冊表（雍正七年（1729））

佐領名	設置年	編　設　地　域・人	佐領種類	番号
耿溥	康熙22	康熙20年奉旨賞給多羅額駙品級耿昭忠和碩額駙兼太子太保耿聚忠養贍家口之佐領５個	福住里佐領	001
熊季堯	崇德７	遼東広寧衛壮丁	世代承襲之佐領	002
金瑞衡	崇德７	奉天鉄嶺衛蓋州馬家湾大凌河花百村等処壮丁	世代承襲之佐領	003
李泂德	天聡４	曾祖宜哈納戸下壮丁併養堡壮丁	世代承襲之佐領	004
金興柞	崇德７	？	世代承襲之佐領	005
栢彬	順治３	18員官並戸下	壮丁互相管理佐領	006
李裕德	康熙22	原係広東孔有德属下辺元管理康熙22年進京	流水之佐領	007
邵祥	崇德７	原係寧遠州鉄嶺広寧衛蓋州等処之人	流水之佐領	008
閻光国	康熙22	原係耿精忠管下的１千兵調征雲貴等処平定之後儘存383名	流水之佐領	009
耿景	康熙20	係康熙20年蒙恩賜伯父多羅額駙耿昭忠和碩額駙加太子太保耿聚忠養贍家口之佐領５員	福住理佐領	010
張本堪	天聡４	盛京鉄嶺衛巡官屯壮丁	世代承襲佐領	011
馬世燉	崇德７	係伯族馬汝龍	世代承襲佐領	012
趙襄	崇德２	盛京鉄嶺衛蘇老屯等処壮丁	互相管理佐領	013
伊什泰	康熙18	康熙18年広西孔有德属下之佐領	流水佐領	014
楊滋芸	崇德７	統順公瀋志祥帯領盛京東寧衛壮丁	流水佐領	015
祖士鎔	崇德７	曾祖副都統祖可法原係大凌河壮丁	流水佐領(貼字：公中佐領)	016
左宏鋭	天聡８	盛京煙狼寨之壮丁	流水佐領	017
楊光祖	崇德７	盛京沙河堡	公衆佐領	018
耿昱	康熙20	康熙20年奉旨賞給多羅額駙和碩額駙品級耿昭忠和碩額駙兼太子太保耿聚忠佐領５員養贍家口	福住理佐領	019
趙文煥	崇德７	瀋陽広寧蓋州等処壮丁	世代承襲佐領	020
祖応奎	崇德７	総兵官祖大寿帯領８百属下家人投誠	世代承襲佐領	021
于良輔	崇德７	盛京鉄嶺壮丁	公衆佐領	022
黄霖	順治５	隨夢庚帰順之人員	公衆佐領	023
王栄祖	崇德７	将杏山熊関屯蓋州張廓島等処壮丁	公衆佐領	024
馬謙	崇德７	係総兵官祖大寿在奉天錦州帯来壮丁	公衆佐領	025
馬必栄	康熙22	係福建耿精忠所属之壮丁(康熙22年編入鑲紅旗、康熙37年撥入正黄旗)	公衆佐領	026
耿治	康熙20	康熙20年奉旨賞給多羅額駙和碩額駙品級耿昭忠和碩額駙兼太子太保耿聚忠佐領五員養贍家口	福住理佐領	027
祖応宣	崇德７	係曾祖祖大寿同族弟祖大眷帯領属下壮丁在錦州通称	世代承襲佐領	028
李佩德	崇德７	原係祖代都帯領家人及本堡壮丁	世代承襲佐領	029
李景唐	崇德７	曾祖李思忠帯領本族及戸下家人鉄嶺前堡属下壮丁数名	世代承襲佐領(歴次補放具奏俱係福住里佐領)	030
張松齡	崇德２	？	三姓之佐領	031
金継祖	？		？公缺佐領	032
劉瑛	順治８	原係奉天臺軍	公缺佐領	033
蔣炳賢	順治３	隨左良玉在湖広投誠官陳尚智等18員編設	公缺佐領	034
耿化祚	康熙20	康熙20年奉旨賞給多羅額駙和碩額駙品級耿昭忠和碩額駙兼太子太保耿聚忠養贍家口佐領５個	福住里佐領	035

李林森	崇德 7	?	世代承襲之佐領	036
周大庸	崇德 7	係伊伯祖查痘章京周国佐原籍遼陽人。崇德 7 年帶領沙河堡壮丁編設	世代承襲之佐領	037
左世英	順治 4	伊祖左夢庚於故明時在湖広為帥順治元年在巴圖禄王前投誠授為一等精奇尼哈番於順治 4 年因家下壮丁甚多請奏将本家壮丁編設者	世代承襲佐領	038
李世鸞	崇德 7	祖李茂係鉄嶺人、帶領蓋州、熊関屯、高家堡三処人編設。	頭登者合佐領	039
劉瑜	崇德 7	奉天、鉄嶺、寧遠州、蓋州三処人編為一個佐領	流水佐領	040
王銓	康熙22	係広西孔有徳属下李連春管理。	流水佐領	041
祖奎	順治10	係奉天錦州人祖澤淳、於順治 7 年由一等侍衛放本旗副都統。於順治10年内奏請将本家壮丁編設	流水佐領	042

43年（1778）に族中襲替ニルと再び認定されたのである[65]。

雍正時代には認定基準と満洲語の名称が定まったことに対して，漢訳名称は定まっていないことが見られる。このことについて雍正 7 年（1729）に作成された正黄旗漢軍の四十二佐領の根源冊をまとめた上の表を参照して，ニル認定の開始した段階における，その漢文の呼称の変化と認定の結果をみてみよう。

表で分かるように，満洲語の名称が同じであるにも拘わらず，漢文では後のフジュリ・ニル（勲舊ニル）を「福住里佐領」，テオデンジェヘ・ニル（teodenjehe niru 互管ニル）を「頭登者合佐領」と音訳するなど，初期の漢語訳は音訳が重視されたことが分かる。またテオデンジェヘ・ニルを「三姓之佐領，頭登者合佐領」，ジャラン・ハラメ・ボショロ・ニル（世管ニル）を「世代承襲佐領」とし，後のシデン・ニル（公中ニル）を「流水佐領・公缺佐領・公衆佐領」などとしている。同一ニルを指す名称について異なる漢語訳を用いていることから，雍正 7 年の時点では，漢語訳はまだ統一されてないことが分かるのである。

表の正黄旗漢軍四十二佐領は，雍正 7 年にフジュリ・ニル合計 5 個，ジャラン・ハラメ・ボショロ・ニル合計14個，テオデンジェヘ・ニル合計 4 個，シデン・ニル合計19個があり，四分類が存在しているが，実際はフジュリ・ニル，テオデンジェヘ・ニル（互管ニルが含まれる），シデン・ニル三分類に含まれたことが分かる。

---

(65) 『欽定八旗通志』巻23，旗分志，正黄旗漢軍佐領。

表の正黄旗四十二ニルは，後の乾隆時代になると二つ減って，合計四十個になるのである[66]。その中の耿氏一族は当初五つのニルに分かれ，雍正２年（1724）に，２つのニルがフジュリ・ニルに認定されるが，しかし，耿景のニルは雍正９年にシデン・ニルに認定され，乾隆２年にジャラン・ハラメ・ボショロ・ニルに認定される。耿溥のニルは雍正11年（1733）にジャラン・ハラメ・ボショロ・ニルに再認定され，乾隆３年（1738）に再びフジュリ・ニルに認定されることになる。このほかの三つのニルが雍正９年（1731）にシデン・ニルに認定され，後の乾隆３年にまた三つのシデン・ニルがジャラン・ハラメ・ボショロ・ニルに再認定されるのである[67]。

正藍旗漢軍佐領佟鑛ニルについては，もともとフジュリ・ニルであったが，乾隆50年（1785）に旨によりシデン・ニルと認定された[68]。フジュリ・ニルは佐領に後継ぎがいない場合に，シデン・ニルに認定される事例が確認できる。要するにフジュリ・ニルからシデン・ニルへ改称の認定基準は，直系の子孫の有無が重要な根拠となったのである。

乾隆15年の史料の中には，ジャラン・ハラメ・ボショロ・ニルの佐領の員缺に関する規定がみられる，それによれば「ジャラン・ハラメ・ボショロ・ニルの佐領の員缺が出れば，官を承襲する根源の中（家譜）から任命すべき人を選別して任命する[69]。」というある家が「私的所有」している権利が重視されて

⑹ 同上に「正黄旗漢軍参領所属勲舊佐領は二員，世管佐領十五員，族中承襲佐領二員，互管佐領一員，公中佐領二十員。」とある。

⑺ 同上に[謹案：此佐領原係耿昭忠因随伊祖投誠人等，均各無養贍，具呈兵部代請口糧，特旨編立，五佐領之一。雍正二年，経耿化祚呈請作為福朱里佐領。雍正九年議奏作為公中佐領。雍正十三年，耿景降調，以馬文徳管理。乾隆二年，因耿化祚控辨，復奏准作為世管。乾隆二十五年，奉旨定為公中佐領。]第一参領第五佐領，係康二十年編設，初以傅裕国管理，傅裕国故，以一等侍衛兼鑾儀衛冠軍使耿公忠管理，耿公忠故，以耿耀管理，耿耀縁事革退，以耿溥管理，耿溥故，以馬兵富昌管理。[謹案：此佐領係耿昭忠耿聚忠因所属家口人衆，分編為五佐領。雍正十一年，作為世管佐領。乾隆三年，奏定為勲舊佐領。又乾隆三年七月二十九日正黄旗漢軍都統奏：臣旗耿姓三箇公中佐領，奉旨改為世管佐領。其佐領下人等応作為属下或作為另戸，恭請欽定。奉旨：此佐領照前所降諭旨，仍作為世管，其佐領下人等俱実係另戸。著暁諭伊等知之。]とある。

⑻ 『欽定八旗通志』巻28，旗分志，正藍旗漢軍佐領に［謹案：此原係勲舊佐領，明阿善故後無嗣。乾隆五十年，奉旨作為公中佐領。］とある。

⑼ 『正黄旗漢軍設立官兵』を参照。

いる。いっぽうシデン・ニルの佐領は「員缺が出れば，おのおの世職の官員，部の郎中，員外郎，侍衛より任命する[70]。」という「公的，公衆的」な側面を表している。

上で挙げたようにニルの分類が時代によって異なり変化しているのは，ニルの根源に関する新しいケースが出てくることにより，雍正時代から乾隆時代へと至る過程でニルに対する認定基準に，新たな「条例」が設けられたためと考えられる。雍正時代のニル佐領に関する認定法例は上諭などに散見するが，成文法として纏められたものは未見であり，おそらく後の乾隆時代に現われるような「条例」は制定されていなかったと推定される。

雍正帝が追い求めたニル社会の理想は，佐領がニルの人々を立派に育て，大清国（ダイチングルン）の永遠の太平を保持せんことをその根幹を支える旗人に求めたのである。そのためにニルの現状を掌握し，佐領の根源を徹底的に調べ，八旗社会の統制をはかったのである。

お わ り に

以上によって，本稿で考察してきた佐領承襲に関する歴史を要約すると，次の如くである。

① ニルはヌルハチ時代から条件付きで継承していくものであり，その起源は天命年間の勅書を発給することからはじまったことが明らかである。そしてホンタイジ時代に入ると，天聡5年（1631）に功績による「功臣職世襲例」を定め，能力主義によって世襲権を獲得するようになる。天聡8年（1634）の勅書においてニルの起源や功績を記載するように命じ，詳細な規定がなされた。大きな転換点を迎えたのが順治年間の正位，陪位の候補者の順序が定められたことである。

② 入関前のニルは内ニルと専管ニルに分類され，内ニルとはハンと諸王が率いるニルを指し，専管ニルというのは一部の宗室を含む，異姓大臣ら

(70) 同上。

が率いるニルを指す。専管ニルは後に漢文で永管ニルとも称され，さらに，一部の専管ニルは後に勲舊ニルに認定された。

③ 康熙時代になるとニルは原管ニル，世承ニル，湊編ニルに分かれ，それぞれの承襲する条件が定められことが分かった。これが雍正時代のニル分類の原型となり，フジュリ・ニル（原管ニル＝勲舊ニル），ジャラン・ハラメ・ボショロ・ニル（世承ニル＝世管ニル），テオデンジェヘ・ボショロ・ニル（湊編ニル＝互管ニル），シデン・ニル（公中ニル）という分類が現れるのである。

ニルの根源やその分類の記載から明らかなように，ニルを如何に一族の「家」が維持していくか，その原理となる「長幼秩序」はどの時期に形成されたかという点については，改めて考える必要がある。

また，乾隆帝は即位と同時に改めて八旗ニルの根源を調査し始め，ニル佐領が再認定される乾隆30年に入ると，その認定基準が確定されるようになる。それは乾隆30年に制定された『六條例』と『佐領揀放則例』などのニル認定に関する規定である。これらについて稿を改めて論じることにしたい。

[附記] 本稿は，日本学術振興会科研究費補助金（特別研究員奨励費）による研究成果の一つである。

主要文献・略語目録

『八旗通志初集』東北師範大学出版社，1985
『八旗満洲氏族通譜』遼寧省図書館古籍部整理，遼瀋書社，1989
『欽定大清会典』（乾隆朝）100巻，乾隆29年勅撰
『欽定大清会典則例』（乾隆朝）180巻，乾隆13年勅撰
『欽定八旗則例』12巻（乾隆７年）（四庫未刊収書輯刊，壱輯，弐拾伍冊）北京出版社
『欽定八旗通志』李洵，薛虹校点，第10―11冊，吉林文史出版社，2002
『聖祖実録』＝『聖祖章皇帝実録』中華書局，1985
『世宗憲皇帝実録』中華書局，1985
『太宗実録』（順治版）＝『大清太宗応天興国弘徳彰武寛温仁聖睿孝文皇帝実録』，台北国立故宮博物院蔵）
『太宗実録』＝『太宗文皇帝実録』中華書局，1985

『太宗実録』（満文版）中国第一歴史檔案館蔵

〈檔案類〉

［既刊］

『舊満洲檔』全10冊，国立故宮博物院，1969年

『舊満洲檔 天聡９年』，１，２（東洋文庫，1972，1975年）

『康熙全訳』＝『康熙朝満文朱批奏摺全訳』中国第一歴史檔案館編，中国社会科学出版社，1996年

『康熙起居注』第１―３冊，中華書局，1984年

『満文老檔』全７巻，満文老檔研究会訳注，東洋文庫，1955～1963

『明清檔案存真選輯二集』李光濤 李学智 主編 中央研究院歴史語言研究所専刊三十八之二，1973年

『内国史院檔』＝『清初内国史院満文檔案訳編』上，中，下，中国第一歴史檔案館，1989

『雍正朝起居注冊』中国第一歴史檔案館編（全５冊）中華書局，1993

『雍正全訳』＝『雍正朝満文朱批奏摺全訳』上冊，下冊，中国第一歴史檔案館訳編，黄山書社，1998

［未刊］

東京

『六條例』（乾隆30年，写本，東洋文庫蔵）

北京

『六項則例』＝『ninggun hacin kooli』（六項則例，乾隆30年，写本）（中国第一歴史檔案館蔵）

『満文内国史院檔』（中国第一歴史檔案館蔵）

『襲職条例』＝『値年処奏准世管佐領世職官員襲職条例』満文題名は『ninggun hacin kooli』（乾隆30年，写本，「八旗都統衙門」職官，全宗号４，案巻号66，中国第一歴史檔案館蔵）

『縁由冊』＝『鑲紅旗漢軍呈造嘉慶８年分族中襲替佐領五員家譜縁由冊』全宗号２，襲93，（中国第一歴史檔案館蔵）

『正白旗査送佐領冊五本』（雍正12年）正白旗満洲頭甲喇第十四佐領，（満漢合璧，中国第一歴史檔案館蔵）

『佐領揀放則例』＝『jakūn gūsai niru sindara jalin ubu bahabuha kooli hacin 八旗揀放佐領則例』（乾隆５年，清抄本，２冊，中国国家図書館蔵）

遼寧

『承襲譜』遼寧省檔案館所蔵

台北中央研究院歴史語言研究所舊内閣大庫蔵

『サラハンガ・ニル根源』＝『サラハンガ sarahangga ニルの世管ニル根源冊子・家譜』道光18年11月17日，檔案編号：167508

『満文本清太宗檔冊――実録残本？』天聡（年月日不詳）登録号：167449
『正黄旗漢軍縁由冊』＝『gulu suwayan i ujen coohai gūsai dehi juwe niru i turgun dangse』（正黄旗漢軍四十二ニルの縁由檔子）雍正７年５月・清漢二本（登録号：185058-001-042，共四十二件）
『正黄旗漢軍設立官兵』（満漢合璧，乾隆19年２月，登録號:189529）

〈日本語〉

阿南惟敬（1975）「天聡９年専管ニル分定に関する新研究」（上），（下）（『防衛大学紀要』第30輯，第31輯。後『清初軍事史論考』甲陽書房，1980所収）
安部健夫（1971）『清代史の研究』創文社
石橋崇雄（1992）「『六条例』をめぐって――清朝八旗制度研究の一環として――」（神田信夫先生古稀記念論集『清朝と東アジア』山川出版社）
上田裕之（2002）「清初の人参採取とハン・王公・功臣――人参採取権保有を中心に――」（『社会文化史学』43）
神田信夫（1978）「東洋文庫所蔵満洲文文書の二三について」（『東洋文庫書報』第10号，後『清朝史論考』山川出版社，2005所収）
楠木賢道（1987）「『清代譜牒檔案・内閣』について」（『清史研究』３）
杉山清彦（1998）「清初正藍旗考――姻戚関係よりみた旗王権力の基礎構造――」（『史学雑誌』）第107巻第７号）
（2001ａ）「八旗旗王制の成立」（『東洋学報』第83巻第１号）
（2001ｂ）「清初八旗における最有力軍団――太祖ヌルハチから摂政王ドルグンへー」（『内陸アジア史研究』第16号）
（1999）「中国第一歴史檔案館蔵『歴朝八旗雑檔』簡紹」（『満族史研究通信』８）
（2004）「漢軍旗人李成梁一族」（岩井茂樹編『中国近世社会の秩序形成』京都大学人文科学研究所）
谷井陽子（2004）「清朝入関以前のハン権力と官位制」（岩井茂樹編『中国近世社会の秩序形成』京都大学人文科学研究所）
増井寛也（2006）「専管権から見たアイシン国の功臣集団とその構成」（『立命館文学』第594号）
松浦茂（1984）「天命年間の世職制度について」（『東洋史研究』第42巻第４号）
三田村泰助（1945）「清太祖実録の纂修」（『東方学』第19輯，（後『清朝前史の研究』附録のⅢ清太祖実録の編纂，東洋史研究叢刊之14に再録）同朋舎）
宮崎市定（1950）『雍正帝――中国の独裁君主』岩波新書（後『宮崎市定全集』14，岩波書店，1999所収）
細谷良夫（1968）「八旗通志初集「旗分志」の編纂とその背景――雍正朝佐領改革の一端――」（『東方学』第36輯）
（1971）「「鑲紅旗檔――雍正朝」について」――雍正朝の八旗史料をめぐっ

て」(『東洋学報』第55巻)
(1977ａ)『盛京鑲藍旗新満洲の「世管佐領執照」について』(『江上波夫教授古稀記念論集』歴史篇)
(1977ｂ)「盛京鑲藍旗新満洲の『世管佐領執照』について――世管佐領の承襲を中心に――」(『文経論叢』12-4)
綿貫哲朗(2000ａ)「いわゆる『八旗世襲譜檔』について」(『満族研究通信』第９号)
(2003ａ)「関於入関後編立的八旗漢軍佐領」(朱誠如主編『清史論集――慶賀王鐘翰教授九十華誕』紫禁城出版社)
(2003ｂ)「「六條例」の成立――乾隆朝八旗政策の一断面――」(『社会文化史学』第45号)

〈中国語〉
陳佳華・傅克東(1981)「八旗漢軍考略」(『民族研究』第五号)(後中国社会科学院民族研究所編『満族史研究集』中国社会科学出版社，1988所収)
陳文石(1991)「満洲八旗牛彔的構成」(『明清政治社会史論』下冊，学生書局)
杜家驥(1991)「清代八旗制度中的“擡旗”」(『史学集刊』第４期)
(1998)『清皇族與国政関係研究』中華発展基金管理委員会，五南図書出版公司
馮爾康(2001)『雍正帝』台湾商務印書館
傅克東・陳佳華(1982)「清代前期的佐領」(『社会科学戦線』1982第１期)
(1988)「佐領述略」(中国社会科学院民族研究所編『満族史研究集』中国社会科学出版社)
傅楽煥(1955)「関於“薩吉爾迪汗”和“根特木耳”的資料」(『中国民族問題集刊』第一輯，後に『遼史叢考』中華書局，1984，pp. 365-395. に再録)
郭成康(1985)「清初牛彔的類別」(『史学集刊』1985年第４期)
梁希哲・孟昭信(1991)『明清政治制度述論』吉林大学出版社
李光濤主編(1959)『明清檔案存真選輯初集』中央研究院歴史語言研究所専刊38
李学智(1974)「老満文原檔中所載清代八旗制度創立史料之検討」(『辺政研究所年報』第５期，国立政治大学，中華民国63年)
沈微・唐英凱(2002)「遼寧省檔案館蔵『世管佐領及世職承襲譜檔』」(支運亨　主編『八旗制度與満族文化』遼寧民族出版社)
楊海英(2004)「佐領源流與清代興衰」(『中国社会科学院歴史研究所学刊』第３集，商務印書館)
楊啓樵(1981)『雍正帝及其密摺制度研究』香港三聯書店
趙志強・呉元豊(1983)「吉林烏拉錫伯世管佐領源流考」(『歴史檔案』1983年４号，後中国第一歴史檔案館編『明清檔案論文選編』檔案出版社，1985所収)
鄭天挺(1943)「清史国語」(『清史探微』北京大学出版社，1999)

attacked by Qandahār and Kābul. Qājār Iran also sought to occupy it if an opportunity presented itself. Kāmrān Mīrzā appeared to be a drunkard and an incompetent ruler, incapable of coping with the difficulties that faced Herāt. Yār Moḥammad Khān managed to deal with the problems of Herāt in place of Kāmrān Mīrzā. Moḥammad Shāh Qājār marched on Herāt in November, 1837 and besieged the city for seven months. Yār Moḥammad Khān resisted the Iranian forces and British, who seeking to prevent Iranian and Russian influence in Afghanistan, had intervened in the Iranian action. Because of these reactions, the Iranian army had to evacuate Herāt in June, 1838. Amidst this complicated situation, Yār Moḥammad Khān finally killed Kāmrān Mīrzā and took control of Herāt in August, 1842. Yār Moḥammad Khān tried to maintain Herāt in its now weakened state. He managed, for example, to maintain good relations with Kābul and Qandahār through matrimonial alliances. He continued to fear Qājār Iran because the Iranians had not abandoned the idea of occupying Herāt. However, in 1847 the Sālār revolt occurred in Khorāsān, which adjoins Herāt. As a result, the governor of Khorāsān was confined in the capital, Mashhad, and Yār Moḥammad Khān marched to Mashhad to rescue him, and then escorted him to Herāt. His action contributed to the suppression of the revolt, and the Iranian Shāh was pleased to give him the title of Ẓahīr al-Doule (Assistant of State). Yār Moḥammad Khān strengthened not only the relationship with Qājār Iran, but also with other surrounding powers, such as Kābul and Qandahār. But in these complex circumstances, Yār Moḥammad Khān died suddenly in June, 1851. Owing to his sudden death, Herāt was again faced with a difficult situation. His son and successor, Sa'īd Moḥammad Khān was not as talented as his father, and so the surrounding powers, especially Qandahār, tried again to occupy Herāt. Sa'īd Moḥammad Khān was killed in September, 1855, and the political situation of Herāt remained confused for several years. Eventually, Herāt was occupied by Dōst Moḥammad Khān of Kābul in May, 1863.

ON THE ORIGIN OF THE EIGHT-BANNER *NIRU* AND THE CLASSIFICATION OF THE *NIRU*

KICENGGE

Focusing on the issue of the succession to the office of *Nirui janggin* (Zuoling 佐領), the chief official of a *niru*, in this article I consider the origin and historical

changes in the office from the time of Nurhaci through the Kangxi and Yongzheng eras. The capacity to inherit the office of the *Nirui janggin* was recognized during the reign of Nurhaci, and in the twelfth month of Tianming 6 (1621), the inheritance of the post of minister of state (*hergen*) from father to son was made explicit. In the sixth month of Tiancong 5 (1631), during the reign of Hong Taiji, the son of Nurhaci, the "precedent of inheriting posts by meritorious subjects" 功臣職世襲例 was established. After the precedent was set, the principle was transformed into "if one died in battle, a post was inheritable," but "if one died from illness, it could not be inherited." In the years between Tiancong 5 and 8 in particular detailed regulations on the inheritance of *Nirui janggin* post were twice concluded. It is clear from these regulations that the roots of the *Nirui janggin* post and the accomplishments of the holder of the office were of great significance.

Niru were divided according to the type of jurisdiction into *dorgi* 内 *niru* and *enculehe* 専管 *niru*, [or] *enclulebuhe niru*. *Dorgi niru* indicates those *niru* that were led by the Khan and his princes. The *enculehe niru*, [or] *enclulebuhe niru* referred to *niru* led by ministers of state with "different family" names, including a portion of the royal family.

Then, in Kangxi 23 (1684) the *niru* were divided on the basis of history of how the post of Nirui jianggin was inherited and the process of their formation, into *fujuri* 舊管／勳舊 *niru, jalan halame bošoro* 世承／世管 *niru* and *teodenjehe* 漆編／互管 *niru*. These became the basis of the later three types of *niru*, the *fujuri niru, jalan halame bošoro niru*, and *siden* 公中 *niru* that appeared in the Yongzheng era. And so, the regulations concerning the appointment to vacancies in the post of Nirui janggin emphasized the right of certain household 家 (*boo*) to privately own *jalan halame bošoro niru* and indicated one aspect of the *siden niru* was its public character.

THE LEGISLATIVE GOAL OF PRE-EMPTION IN EGYPTIAN CIVIL CODE

HORII Satoe

Pre-emption in Islamic law primarily refers to a right of joint owners of immovable property to obtain, in preference to the others, the share of the property that one of them sold to a third party, by paying the price to either the